

## いのち・愛・ゆめセンターのあり方検討について

平成 30 年 10 月 4 日

茨木市人権尊重のまちづくり審議会資料

## 1 いのち・愛・ゆめセンターの概要

## (1) 概要

いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する「隣保館」として、国の隣保館設置運営要綱（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）に基づき、生活上の各種相談や人権課題解決のための各種事業を総合的に行っている。また、地域住民に開かれた幅広い交流のためのコミュニティセンターとして、市民の交流を通して、相互理解を進めるとともに、一人ひとりの基本的人権が尊重される地域社会づくりに向け、人権啓発及び住民交流並びに自立支援・救済のための施設として各種事業を展開している。

## (2) 職員体制

館長 1 名、指導職員 1 名、総合相談員 2 名、臨時職員 2 名  
（各館とも、平成 30 年 4 月 1 日現在）

## (3) 利用案内

- ① 開館時間 月曜日～土曜日 8 時 45 分～21 時 30 分
- ② 休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

## (4) センター事業について

## ①社会調査及び研究事業

地域住民の生活実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究し、社会発信する事業。本市の場合、愛センター独自での調査事業は実施されていない。研究事業においては、各種研修会等に参加し、職員の能力向上を図っている。

## ②相談等の自立支援事業

地域及び周辺地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な助言指導を行う事業。専任の総合相談員による電話や面接による相談援助や、来所が難しい人を対象とした訪問相談等のアウトリーチが行われている。特に支援が必要な人には、関係機関と連携したケース会議や、福祉・医療・就労等の関係機関への連絡、紹介を行うほか、継続的な自立支援・見守り等に取り組む。

## ③地域交流事業

周辺住民やセンター利用者、地域団体・当事者団体の交流・発表の場として各種地域団体と連携・協働した地域交流フェスタや、高齢者のふれあい憩いの場

としての交流サロン等が行われている。

#### ④啓発及び生涯学習推進事業

地域住民及び市民を対象として、広く人権に関する理解を深めるための啓発事業や、各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等の生涯学習機会の提供を行う。啓発用広報紙として、「あいセンターニュース」、「地域情報紙」を主に中学校区等を対象に年4回発行している。

教育委員会所管の識字・日本語教室は、支援ボランティアの協力により実施。

#### ⑤その他

地域関係団体・当事者団体等と連携したさまざまな活動への取組みや、誰もが利用できる「共用室」や「憩いの部屋」等の設置など。

## 2 平成21年以降の事業改革等

平成21年 旧青少年センターの廃止、分館化

平成23年 児童館の廃止

平成25年 第5次茨木市総合計画策定にあたり、人権尊重のまちづくり推進を位置づけ

平成27年2月 人権問題に関する市民意識調査取りまとめ

3月 第2次茨木市人権施策推進基本方針策定

平成27年9月 沢良宜・総持寺各センターの指定管理者制度導入のための条例改正案の提出、否決

平成27年12月 「いのち・愛・ゆめセンターのあり方について」諮問  
「検討部会の設置」

平成28年12月 「部落差別解消法」の施行

平成29年3月 「愛センターのあり方について（答申）」

平成30年3月 総合保健福祉計画(第2次)の策定

平成30年4月 社会福祉法の一部改正

平成30年6月～大阪北部地震、西日本7月豪雨、台風21号による避難所開設

平成30年7月 茨木市「ユースプラザ事業」の実施

## 3 いのち・愛・ゆめセンターのあり方について

### (1) 『愛センターあり方検討部会報告』

平成27(2015)年12月17日、茨木市人権尊重のまちづくり審議会は、茨木市長から「いのち・愛・ゆめセンターのあり方について」の諮問を受け、まちづくり審議会のもとに「いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会」が設置されました。13回にわたる部会では、職員や地域関係者、先進的な取り組みを实

践している地域の事業当事者、有識者等からの意見を聴取して、集中的に審議がなされ、平成 29(2017)年 3 月に審議会から答申が行われました。

答申では、愛センターの今後のあり方について 7 つの論点から提言し、今後の愛センターが目指すべき方向性や行うべき取り組みが示されています。

今後は、あり方部会での議論、答申を踏まえ、愛センターとして真摯に取り組む姿勢が求められていると言えます。

(参考)愛センターの今後のあり方についての提言(抜粋)

(1)愛センターの設置目的・位置づけについて

- 1) 部落差別の解消のための取組が求められる
- 2) 社会課題の解決を発信、展開し、市の政策に反映するしくみを構築する
- 3) 3館の愛センターを維持して隣保館の機能を整備し、充実させる
- 4) 市の人権施策の拠点施設としての機能を整備し、充実させる
- 5) 地域住民の支援、全市民対象の事業、自主活動支援と相互扶助を行う
- 6) 隣保館としての位置づけと、子育て支援、生活困窮者支援、地域包括支援、地域共生社会実現等の役割を幅広く含むものとする

(2)愛センターの基本的な機能と事業について

- 1) 地域団体やボランティアとの連携・協働・育成を推進する
- 2) 市の行政課題を発見して市の様々な施策と連携して支援する
- 3) 社会調査・研究を行う

(3)地域住民、市民の参加と協働の必要性と取組の方向について

- 1) 地域団体や当事者団体、関係機関等との連携を図る
- 2) 地域住民や市民団体の参加と協働による民間活力を取り入れた運営を行う
- 3) 地域活動支援のノウハウを全市的に展開する方向性を持つ

(4)人権施策の拠点としての役割について

- 1) 人権啓発と人権擁護、まちづくりと交流、調査研究・政策提言の総合的施設とする
- 2) 幅広い市民の利用を促進し、コミュニティの形成を支援する
- 3) 福祉、就労、教育などの人権施策の拠点のモデルケースとして活用する
- 4) 市内をブロックに分けて愛センターをその中心的な施設とすることを検討する

(5)生活支援や貧困問題への取組について

- 1)生活支援や貧困問題に愛センターのノウハウや資源を活用する
- 2)市の取組の出先機関、地域拠点として位置づけて連携・活用する
- 3)地域団体や自主的な取組と連携する
- 4)関係各課・機関と連携して愛センターの支援機能を有効活用する
- 5)貧困や生活困窮の背景にある人権問題の解決の取組と結び付ける
- 6)愛センターを地域包括支援の体制のモデルとして役割を發揮する
- 7)部落問題解決とその他の人権問題や生活課題解決の取組とを有機的に結びつける

(6)分館等(旧青少年センター)の機能と役割について

- 1)青少年育成、子どもや家庭の貧困への支援、子育て支援などを担う
- 2)青少年の育成と子ども・若者支援・子育て支援を進める事業を行う
- 3)設置目的と位置づけを明確にした独立した施設として運営する

(7)愛センターの今後の運営のあり方について

- 1)市が責任を持って愛センターを担当し、市全体の施策と連携する体制を整備する
- 2)民間との協働により専門性の確保や地域との連携・協働を行う
- 3)必要な職員体制の充実と予算措置を行う
- 4)専門的な団体による指定管理者制度の導入が効果的である
- 5)一部を民間に委託する方法はその効果が限定的になる
- 6)隣保館運営補助金の課題は抜本的な予算措置によって対応すべきである

(2)第2次茨木市人権施策推進計画の策定

茨木市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において、人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、様々な取り組みを進めています。

平成27(2015)年には、法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実を目指して「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定しています。同じく平成27(2015)年に策定された「第5次茨木市総合計画」においても、まちづくりを進めるための基盤の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進と平和の実現」「男女共同参画社会の実現」を位置づけており、人権が茨木市行政のあらゆる場面において、常に意識され、尊重されると共にその実現に向けて取り組むこととし、こうした状況を踏まえ、平成29(2017)年3月に「第2次茨木市人権施策推進計画」

が策定されました。

### (3) 茨木市総合保健福祉計画の策定

茨木市では、「すべての人が健やかに、支えあい暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とする「茨木市総合保健福祉計画（第2次）」を策定いたしました。

これは、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画となっています。

「地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、愛センターについて次のように掲載されています。

国の「隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられる」との方向性に沿って、いのち・愛・ゆめセンターなどの相談支援機関との連携に努めます。(第1章 第2節 4主な取組 基本目標1 ②健康福祉セーフティネットの推進)

生活困窮者を取り巻く課題解決と自立に向けた計画(支援プラン)を策定し、いのち・愛・ゆめセンターや消費生活センターなどの市の相談機関を活用するとともに、公共職業安定所(ハローワーク)や社会福祉協議会、各相談支援機関との連携によるフォーマルな支援や地域での見守りなどのインフォーマルな支援を組み合わせながら、生活困窮者の個々の状況に応じた柔軟な支援を提供します。

(第1章 第2節 4主な取組基本目標2 ②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施)

### (4) 明日の隣保館像

全国の約800館の隣保館で組織する、全国隣保館連絡協議会が平成18年に示した「明日の隣保館像」では次のように示されています。

#### □全国隣保館連絡協議会「明日の隣保館像」

1. 地域の実態把握の工夫を全国の隣保館で【考え、発見する隣保館】
2. 関係諸機関・団体との連携事業の活性化【つながる隣保館】
3. 地域の自主活動の支援とコミュニティづくり【支える隣保館】
4. 積極的な館事業の情報発信と交流を【多様性のある隣保館】
5. 新たな『公』による隣保館運営の検討と具体化【新たな隣保館】

#### (5) 現状における課題と今後の方向性について

愛センターでは、相談業務をはじめ、地域交流促進、各種講座の実施など、地域における人権施策の拠点としての隣保館事業の強化に取り組んでいるほか、ユースプラザ事業の実施により、子ども・若者支援の拠点としての機能についても期待されています。しかしながら、愛センターの利用者数や周知・理解度、事業内容などについては、現状において十分であるとはいえず、更なる取組みの強化が必要です。

#### 【今後の方向性】

##### (1) 人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に向けた取組み

- ①第2次人権施策推進基本方針及び同推進計画に基づく施策の推進
- ②部落差別解消に向けた取組み

##### (2) 施策推進に向けた今後の取組み

- ①生活困窮者支援等の福祉施策との連携
- ②子ども・若者支援施策等との連携